

Issues of ICU

Volume 5

キリスト教は大学において なお意味を持ちうるか



並木 浩一

International Christian University

表紙写真：教会楦入式(1953年4月29日)

(左から)

カール・クリーティ氏(ICU 理事会副理事長)、ハーパー・シブレー夫人(JICUF 副理事長)、東ヶ崎 潔氏(ICU 理事長)、湯浅八郎学長、森村市左衛門氏(財務委員会委員)、(いずれも当時) 鶴澤総明氏(評議員長)

Cover Photo: Ground-Breaking Ceremony of the University Church on the ICU campus at Mitaka April 29th, 1953

Standing on the exact spot where the church will rise are (L-R):

Dr. Carl Kriete, Vice Chair of the ICU Board of Trustees, Mrs. Harper Sibley, Vice President of the JICUF, Dr. Kiyoshi Togasaki, Chair of the ICU Board of the Trustees, Dr. Hachiro Yuasa, President of the ICU,

~~Mr. Ichizaemon Morimura (a member of the Finance Committee)~~

↓ (Titles are as of the Ceremony Date)

Dr. Somei Uzawa (Chair of the Board of Councillors)

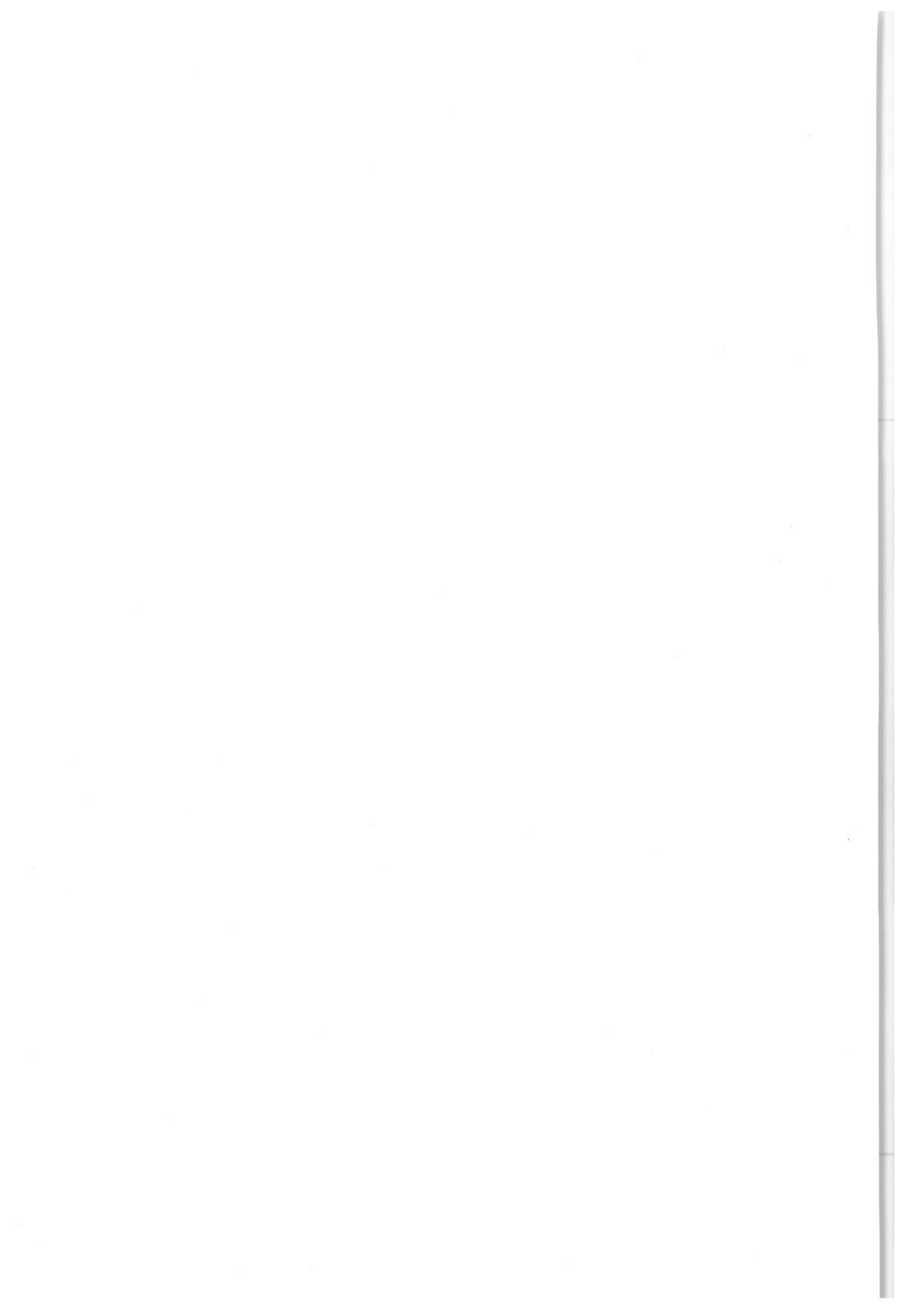
Issues of ICU

Volume 5

キリスト教は大学において
なお意味を持ちうるか

並 木 浩 一

International Christian University



“ISSUES of ICU” 創刊のことば

2003年にICUは開学50周年を迎える。この記念すべき時を迎えるに際して、ICUは自らの原点を再確認して、新しい世紀におけるその使命を銘記しなければならない。

周知のようにICUの理念とその実践は日本社会における実験であり、今日も実験は継続中である。それを有効に遂行するためには、ICUは自らの歴史と現在の諸問題を絶えず確認し、討論を重ねつつ前進する必要がある。その課題に答える一助として、ここにシリーズ「ISSUES of ICU」を創刊する。本シリーズはICUの先人が残した貴重な歴史的資料を復刊するが、ICUの今日の課題を見据えて未来を展望した今日の関係者の論説をも紹介する。これらが本学に感心と期待を寄せて下さる学外の多くの方に対しても、いささかなりとも寄与できるならば幸いである。

2002年12月25日

学長 絹川 正吉

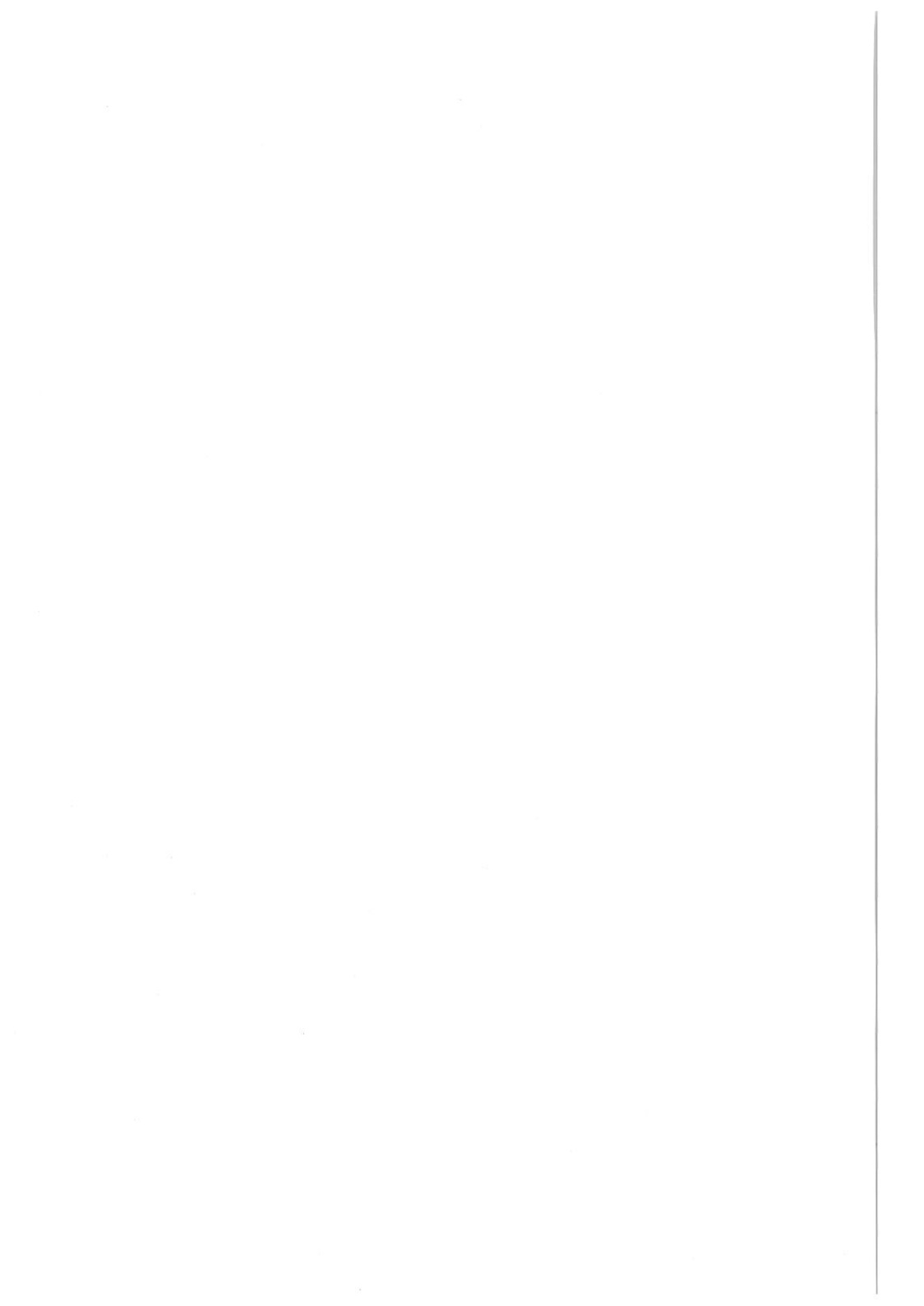
“ISSUES of ICU” 刊行予定

- 1.* Hachiro Yuasa, et al. “The Ideals of ICU”
- 2.* 長清子『ICUと世界人権宣言』
- 3.* 川田殖ほか『ICUの理念の成立と現実の諸問題』
- 4.* 『ICUのキリスト教理念』（ICUのキリスト教理念検討委員会報告書）
- 5.* 並木浩一『キリスト教は大学においてなお意味を持ちうるか』
6. Hallam C. Shorrock, Jr. “The Prewar Legacy and Postwar Epiphany of ICU”
- 7.* Delores Roeder “Ruth Louise Miller - Woman of Faith and Dedication”

(* は既刊、以下続刊)

目次

まえがき	7
<講演>	15
キリスト教は大学においてなお意味をもちうるか	
I. ICUにおいてキリスト教はどう見られてきたか	15
II. 「ICUのキリスト教理念検討委員会」の設立と 「報告書」について	33
III. 『学問共同体としてのキリスト教大学・ その構成論理を求めて』について	40
IV. 結論は出せそうにもないが、 何かを言わねばならない	47



まえがき

2001年7月に行った私の講演と討論記録がIssues of ICUに収録されることになりました。私を取り上げたことを皆様によりよく理解していただきたいと願い、また誤解を招くことのないように、最初にこの講演について多少の説明をしておきたいと思います。

まず、この講演の主催団体である「ペディラヴィウム会」について簡単な紹介を記します。この会は本学創立者の一人であった故神田盾夫教授（西洋古典学・新約聖書学）が1972年に創設された団体で、西洋精神の学術的探求を行うことを目的としています。会の名称ペディラヴィウムはラテン語で「足洗い」です。イエスが弟子たちの足を洗った精神を心に刻み、会員の人格的交わりを重んじ、ICU設立の理想を大事にする人々が集まっています。定期的に各種の研究集会を開いており、学術雑誌を刊行しています。その活動のかたわら、毎年夏に教育問題などの共通関心事をテーマにして、会員の親睦を兼ねて一泊二日の集会を開いています。

この講演は昨年、ICUの現在について語るようにという、ペディラヴィウム会幹事会からの求めに応じてなされたものです。夏の集会の出席者の大部分は昔のICUについて知っていても、現状には通じていません。ICUの出身でない方もおられます。そこで私はICUの過去と現在、そしてICUが目指す事柄について、キリスト教理念の位置と役割に焦点を合わせて私見を語りました。現在のICU構成員には周知のことですが、一時代前にはカトリック教員はごく少数でした。しかし近年はカトリック教会に所属する教員数が著しく増加しました。このことはペディラヴィウム会の夏の集会に出席した

大部分の方には知られていない状況ですので、私は講演の中でこの近年の傾向を紹介しました。ICUはプロテスタント原理に基づいて創立された大学としてのアイデンティティを初期の時代には鮮明に保持していました。そのことが学外におけるICUの評価として定着しております。ところが、学内においてはカトリック教員の増加という事実があります。この状況の中でICUはこれまでのアイデンティティをどのように保持することができるでしょうか。この問題はICUの理念に関わることで、大学設置者としての理事会における確認が必要であると考えます。夏の集会にはICUの理事者もおられましたので、私はこの事柄をあえて話題にいたしました。

この問題はこれまでの大学の自己決定に関わる事柄であり、個々の教員に対してプロテスタントとカトリックのどちらの宗教心が教員として望ましいのかという、教員の主観的な次元における価値の上下を問うものではありません。この問題はICUの創立理念に最も直接に責任を負う理事者が判断すべき事柄です。理事者の判断について、教員側においても了解が必要なことは言うまでもありません。

ICUがプロテスタント原理に基づく大学であることは、理事会の構成員が主としてプロテスタントの信徒であることによって表現されています。ICUの理念の達成に寄与するために設立されたICU教会のあり方もそれをよく示しています。ICU教会は超教派的な単立教会ですが、牧師の招聘は教会総会で決められますし、その構成と運営はプロテスタント教会のあり方に従っています。ICU教会の牧師は理事会の承認により「大学牧師」の職を兼ねます。一口に言って、ICUは大学も教会もプロテスタントの団体として組織されています。自らの上部に権威のある設置者を持っていません。カトリック教会もカトリック大学も上部に設置者、認証者を戴くヒエラルキーに属していますが、ICUは多様な構成員が協力できる契約団体と

しての大学のあり方については、自らがこれを決定して今日に及んでいます。この客観的な事実が、教員がプロテスタントであるか否かという宗派の所属の問題に先行しています。ICU教員の存在価値の問題ではないのです。この点をよく認識しておかないと、学長になれる人と、学長になれる人の序列があるのだという不愉快な認識を生みます。

これは重要なことなので、ICUの構成員が肝に銘じておかなければならないと思います。それはICUの構成原理に関わる客観的な事柄です。カトリック原理とプロテスタント原理は、大学形成において保持する態度が明確に異なっており、そのことが決定的に重要な事柄です。カトリック原理はローマ・カトリック教会の伝統を重んじ、大学組織をヒエラルキー（聖職者の階層組織および教義・倫理の指令秩序）の中に組み込む仕方で成り立たせますが、プロテスタント原理は宗教的価値の中心と周縁を区別するヒエラルキー的発想を排除して、個々人に宗教と倫理における均等な決定力のあることを認め、そのような個々人の参加意志を基本とする「自発的結社（ヴォランタリー・アソシエーション）」として大学を成立させました。かつてアメリカにおいて数多く設立されたプロテスタント諸大学がその典型です。日本におけるプロテスタント・キリスト教諸大学の多くは、アメリカ型の大学建設の精神に従って設立されました。ICUの創設は第二次世界大戦後に日米のプロテスタント教会関係者の合議に基づいてなされたという意味で、プロテスタント原理を最も明確に示した大学です。

「自発的結社」としての大学の構成員に求められるのは、共同の理念と約束事を尊重する契約精神と自己規律です。その根底には、キリスト者は誰にも服従しない人間であるが、自発的に他者の僕となるという、宗教改革者に始まるキリスト者の自由についての理解があります。自律と共同の事柄への自発的なコミットメント、これ

が大学におけるプロテスタント原理の実際的な意味であり、また精神です。

しかし、私はここでもう一つ重要なことを指摘しなければなりません。プロテスタント原理に基づく大学の精神を守るのはプロテスタント教員であるという保証がまったくないということです。大学におけるプロテスタント原理の尊重は、個々人の信仰の次元に直結するものではありません。反対に、大学におけるプロテスタント原理はカトリック信徒には不可能というものではありません。カトリック信徒は自分の恣意によっては変更できない組織体に所属しているという自覚の所有者ですから、主観に流れやすいプロテスタントの信徒よりは、約束事としての大学の構成論理を尊重することが十分あり得ます。そこで、ICUの教員は所属宗派の如何にかかわらず、上部の権威や政治力の基盤である数を頼みとすることなく、個人の良心を重んじて自律的に行動するならば、プロテスタント原理に従っているというべきです。実際、ICUの教員はそのように行動することが期待されています。ICUがプロテスタント原理に基づく大学でありながら、構成員に関しては宗派を問わないエキュメニズムを採用し、大学における信仰者としての自覚のみを問うのは、その理由によると理解すべきでしょう。教授会において審議される教員採用のための履歴書類には、出願者各自の信仰信条についてではなく、「キリスト者としてICUにどのように貢献できるか」について記述することが求められています。

私はこのようなICUにおける大学の構成原理を制度的に表現したものが「キリスト者条項」であると理解しています。キリスト者を名乗ること自体が決してICUでの教員資格を保証するものではないのです。ICU教員における信仰は単なる「心の問題」ではありません。自分がキリスト者教員であると認めることは、キリスト教理念に基づく共同の約束事への参加を、その意味における法の精神の尊

重を意味しています。「キリスト者条項」の「条項」とは、強制力としての「コード」の意味ではなく、内発的な法の精神の表現です。これを差別と排除のために存在する時代遅れの強制力である判断して、人々がこれを非難する時に「クリスチャン・コード」と呼ぶ傾向が残念ながら見られます。私たちがそのような批判を受ける時、この条項が個人の主観に干渉する規制ではなく、団体の形成原理への賛同の問題であることをねばり強く、説得する必要があります。

大学の建設は中世から始まりました。しかし大学を単に知を伝授したり習得する機関ではなく、知の自己目的化を自覚的に退けつつ、人類の文化を形成するための知的修練の機関として形成することは、近代市民社会における「結社の自由」の確立によって可能となりました。団体形成のためには普遍的価値を根拠づける超越的な視点が必要です。それを承認する人々によって、この約束を自らのために守る人々の「法の精神」に基づいて、この種の団体は形成できるのです。「キリスト者条項」はICUという団体における法の精神の表現です。

私たちはキリスト者であることに先立って、近代市民社会の一員です。近代市民社会は個々人に契約の精神と自己規律を要求する社会です。今日、近代市民社会の原理がプロテスタント教会の独占物ではないことは明らかです。法の精神は普遍的な価値と約束事によって自らを律す人々によって担われます。この事柄の前では、キリスト者であることは相対化されます。ICUがこれまで幾多の優れた非キリスト者教員を迎えることができたのは、このことがICUへの参加者によって認識されていたからです。このことを考える時には私は常に、親鸞の信奉する自覚的な仏教者であられ、ICUに参加下さった源了圓教授を思い浮かべます。源教授がはICUの理念の理解者、また実践者でした。教授を通して大学人としての良心を喚起された教員は少なくなかったと思います。大学人としての良心こそが

大学のいのちです。現在もそのような働きを下さっている優れた同僚に恵まれていることは感謝すべきことです。今後も優れた非キリスト者教員をICUにお迎えするためには、この大学の構成原理を明確にしておかなければならないでしょう。

最後にもう一度、この観点からICUのプロテスタント原理に言及しておきたいと思います。近代以降、プロテスタント教会が、と言っても私はアングロ・サクソンの「自由教会」(Free Church)を念頭に置いています。カトリック教会と相違した点は、近代市民社会の原理を積極的に支持し、これを自己の存立原理として活用してきたことです。ICUは「自由教会」の伝統に根ざしています。ICU教会の存在は理念的にも、実際的にも意味を持っています。私は過去においてICUにコミットした多くのキリスト者教職員、とくにノン・ジャパニーズの有力教員がICU教会の担い手として教会に奉仕して下さったことを感謝の念と共に想起いたします。

他方、私はここで次のようにも言わなければなりません。今日に至るまで、日本の教会は概して弱小です。日本人のキリスト者教職員の多くの人々が各地の教会の担い手として教会生活を送ることもまた重要なことです。教会を維持する実際的な行動が大事です。ICU教会に所属するだけでは、あるいは自分の信仰心を満たすためにただ教会に出席するだけでは、日本のキリスト教の実情が分かりません。大学においてキリスト教が必要である理由は、キリスト教と日本社会との接点である教会に所属し、コミットすることによって初めて納得されることが多いのです。ICU生が職場に出て日本社会の行動様式に巻き込まれると、ICUの理念が意味を持って立ち現れることがあるのです。「キリスト教は大学においてなご意味を持ちうるか」という私の講演主題は、単なる大学論の問題ではありません。その事情は講演に引き続いて行われた討論における出席者の方々の発言においてよく示されていました。

ICUが創立されてわずかに半世紀、まだICUはその理念の追求と実践において実験中の大学です。ICUの理念を半世紀前の遺物と言うのは早すぎます。講演の終わりで言及いたしました、今日のようにナショナリズムが新たなかたちで台頭しつつある時代には、人間の尊厳、諸国民の権利と責任の本質を問うキリスト教的価値観の重要性が増していると思います。この問いを避けて、社会を個人主義的に一様化しようとする多元主義、多神教礼賛の傾向が今日強まっています。この状況においては、個の存在意義の根拠づけをいっそう明確に語る必要があります。この点において、ICUの理念は決して古びてはいません。しかし私は他方において、ICUの理念が永遠不変のものであるとも思っていません。理念に基づく団体形成はすべてその時代の事情に制約されています。時代状況の変化によりICUが理念を変更することがあり得ます。それは契約団体としてのICUを改変することを意味しますから、その時にはICUを解散して、新しい理念に基づく大学を作り直したらよいと思います。

私が警戒するのは時代の流れに乗って、自ら自覚することなく、なし崩し的に自己の本質を変えていくことです。残念ながら日本の多くのキリスト教大学がその道を歩んできました。ICUがそうあってよいものかどうか、このことが最も直接問われるのは理事会でしょう。理事会は法治国家における最高裁判所の役割に類似しています。学長は理事会に対しては大学側の代表者であり、大学に対しては理事者側の代表者です。またプロテスタント大学の連合体においては、ICUのキリスト教理念の責任者と見なされます。この点で学長はとりわけICUのプロテスタント原理の提示と貫徹に対して責任を負わされています。

このことに関しては、教員は学長に任せておけばよいというわけにはいきません。教員は大学の構成原理にコミットする者である限り、それぞれの所属宗派にかかわらず、本学の理念を明確に提示

する責任を分担していることは明らかです。ICUはこれまで、この事柄を曖昧にしてきたのではないかと思います。この問題について私の講演と集会の参加者による討論がICUの構成員にとって、また日本のキリスト教諸大学の関係者にとって、少しでもお役に立つことを願って「まえがき」の筆を擱きます。

2004年1月27日

並木 浩一

<講演>

キリスト教は大学においてなお意味を持ちうるか

ペディラヴィウム会夏の集い

2001年7月20日 YMCA東山荘

並木でございます。司会の川島〔重成〕さんからご丁寧なご紹介をいただきましたが、私がペディラヴィウム会の会員なのに丁寧にご紹介いただくなんて、本人がサボってきた証拠ですね（笑）。ですから紹介が必要になるわけでして、申し訳ないことです。私の旧約学の師であった関根正雄先生を引き合いに出しますと、先生が大学に関係したのは四十代のちょうど中頃で、六十二歳で退官なさってからどこにも関係されず、とにかく学問一筋、大きな著作をどんどんお書きになった。関根先生のまねは私にはとうていできませんが、旧約学を少しでも本気でやろうと思うと、義理を欠かないとできないのです。私もこれまで多少の覚悟を決めてきました。それでペディラヴィウム会の皆様にも大変失礼を重ねて参りました。お赦しをいただきたく存じます。

I. ICUにおいてキリスト教はどう見られてきたか

1 「大学において」 今、大学でキリスト教がいかなる意味を持っているかは、本格的に問われなければなりません。そこでこのような講演題にしましたが、私がお話し申し上げるのはその一部に関することです。今日は実際にはICUの問題を中心に取り上げますが、「ICUにおいて」とは講演題に記さず、「大学において」としま

したのは、「大学」一般においてキリスト教が意味を持たなければ、ICUにおいても意味を持たないと考えるからです。今日の大学においてキリスト教が意味を持たないのであれば、ICUはキリスト教を中心に置くことを止めなければならないと思います。学問と教育という公的な事柄について、キリスト教信仰が果たす役割は何か、それについての共通認識を作ることができるのか、それは大学論的に意味があるのか。その一般的な問いにICUが答えなければならない。その設問を論題に込めたつもりです。

ICUではこの問題を本格的に論ずる機会はありませんが、しかし今年〔2001年〕三月の教員のリトリートでは「キリスト者条項」（『国際基督教大学寄付行為施行細則』7条2項「教育職員はキリスト者であること」の規定、3項は非キリスト者の採用基準および行政職への不任用についての例外規定）も、ICUのキリスト教問題に関する検討課題の一つになりました。二つのグループが討論しましたが、賛否両論ですね。私が出席したグループでは肯定的な議論が多かったのですが、メンバーを変えた午後のグループでは否定的な議論が多くなされ、ICUの理事である卒業生の代表が、この条項を守るというのであれば、キリスト教の必要について自分が納得できるような説明をして欲しいという趣旨の発言をなされたということです。大学におけるキリスト教の必要性を納得するためには、他人の説明を聞いてもだめで、その人がキリスト教と本気で出会う覚悟と苦闘が必要でしょう。ICUの「キリスト者条項」は他のキリスト教諸大学からはさすがICUと見られている特色ですが、この条項は学内では議論の尽きない問題です。

ご存知のように「キリスト者条項」は「Cコード」と呼ばれてきました。しかしコードという言葉は束縛的でネガティブな感じを与えますので、ある時期から学内では「Cコード」と言わず、「寄付行為施行細則」7条2項を指す意味で、正式には「キリスト者条項」

と呼ぶことにしました。しかしこの呼称は教員や学生の中の議論では定着していません。依然として「Cコード」です。最近広報センターが作成しました『国際基督教大学学報 The ICU』第3号（2001年6月10日）は「リベラルアーツとキリスト教」の特集号で、それを主題にした教員四名による対談が載っていますが、その対談でももっぱら「Cコード」と呼ばれています。

ICUとキリスト教との結びつけに正当性を与える法規定上の根拠がこの「キリスト者条項」ですが、その条文にはこの規定を置く理由を記していません。またキリスト者と判断するときの基準も記していません。しかしこの条項が教員の信仰内容、つまり「クレド」（信仰告白の信条）における一致、「心情」における一致を求めているのは明らかです。むしろ学問と教育という、社会から大学に付託された公的な事柄におけるキリスト教信仰が果たす役割、それを視野に入れた大学設立の目的、それについての共通認識と賛同の根拠として「キリスト者条項」が置かれているのです。

ここからが問題です。教員がキリスト者である、という規定に現在もなお存在理由があるか否か。現実的かどうか。保持すべきか、撤廃か。この規定をめぐる、その可否が80年代からファカルティの中で活発に議論されてきました。ICUはさまざまな問題を抱えておりますが、大事な事柄についてはこれまで教員の意見が一定の範囲に収まってきました。例えばICUの教育においてリベラル・アーツが占めるべき位置に関する議論がそうです。リベラル・アーツをどう規定するかは教員の意見はまちまちですが、リベラル・アーツがICUの基本だという認識では、大体意見がまとまります。その中で教員たちの意見を集約できないのが「キリスト者条項」の問題です。この二、三〇年間、この条項を維持すべきかどうかについての教員の意見はフィフティ、フィフティに分かれていたのです。その状況の中で90年代の前半に問題が起きました。教授会が承認した人事に

ついて、理事会が「キリスト者条項」例外規定の適用を認めないという決定をしたので、問題が深刻になったのです。ここにおられる皆さんが在学していた時代のICU関係者には、「キリスト者条項」が二十世紀の終わり頃に学内で大問題になるなどとは、おそらく想像もつかなかったでしょう。初期のICUでは、キリスト教の価値はほとんど疑われることなく前提されていました。チャペルの出席率もよかった。しかし時代が変わったのです、はっきりと。むしろICUは良い意味でも悪い意味でも、すでに起こり始めている時代の変化に鈍感でした。時代との間にずれがありました。それがはっきり露出したのが大学紛争であったのです。

2 「なお意味をもっているか」 大学とキリスト教との関係は歴史的に変化しているので、「キリスト者条項」の問題に対して、単にICU創設時の理想を持ち出すのでは議論になりません。先ほど最近の学報にふれましたが、それに「キリスト教と『出会い』」と題する教員四人の座談が載っています。その話者の一人で、国際比較教育を開拓して本学に多大な寄与をなさっておられる千葉果弘さん（一期生、大学院教授）が座談で語っておられる言葉を引用します。千葉さんは「Cコードがある、ないということよりも、硬直化したCコードを持っていることが危険なのです」「Cコードという50年代に出来たものを、二十一世紀の新しい解釈をするということが必要なのです」。これはICUの良識ある教員の意見で、危険性の指摘はもっともです。明言されてはいませんが、ICUのCコードは時代遅れで硬直化していると問題を提起した忌憚のない発言であると読めます。これまでICUはキリスト教の問題について、時代の変化に対応する新しい意味づけの努力をどれほど試みてきたでしょうか。後で取り上げます「ICUのキリスト教理念検討委員会」の報告

書はありますが、新しい意味づけについては率直に言って努力がまだ足りません。「キリスト者条項」は硬直化しているのではないかという批判に対して、これで応答するのだという事柄の確認が十分になされているとは思えません。当初のキリスト教の理念と歴史の実態とのずれが今日も存在し続けています。

ICUに入ってくる学生も、ICUが国際基督教大学という名前がついているにもかかわらず、キリスト教は自分には関係ない、名前だけのものだと思っている学生もかなりの割合で在籍しています。先ほどふれた『The ICU』第3号（2001年6月）には、「ICUのキリスト教主義について学生に聞く」というコラムが設けられており、学生たちの一口批評が集められています。キリスト教に触れて大きな影響を受けたと言うコメントもありますが、大学には都合の悪い意見もICUらしく正直に収録されています。Cコードは必要ない、という意見が学生に根強くあります。実はその意見は開学以来のもので、なかったとすれば不思議な話です。しかし初期のICUでは、そのような意思表示には遠慮がありました。正面切って批判を口にしませんでした。今はそれがオープンになされています。今年の人文学科のフレッシュマン・リトリートのために学生側委員が制作した自己紹介、教員紹介のためのパンフレットの中に、教員へのインタヴュー記事が載っています。その中に「クリスチャン・コードをどう思いますか」という項目が設けられています。キリスト教に関する学生のほうからの挑発です。これはICUの良き伝統だと思います。学生の九割はノン・クリスチャンで、半分くらいの学生はキリスト教に関心を持っているけれども、だいたい学生はCコードは要らないと思っています。それがあつために良い教員を採用できないと考えるからです。ですから、それについて教員はどう思っているか、そのことにどう責任を感じているのかを率直に訊くわけです。

学生の一口批評に戻りますが、そこでもこの問題についての率直

な発言が載っています。「学校の方針がみえない」とか「Cコードはいらない」と書かれています。その一方、これは「キリスト者条項」に肯定的な学生による批評ではないかと思われませんが、「Cコードはその必要性をうたい、きちんと定義づけるべきだ」という意見が記されています。この学生はこの問題で教員に定見がないこと、この問題の報告書などが出されても、教員が本気で取り組まないだろうと見越した発言のように思えてなりません。痛いところを突かれています。キリスト教問題で一番はっきりしている意見は、「ICUとキリスト教は関係ないと思います」(笑)。

教員の公募に当たる教員側からの問題提起もあります。国内ではキリスト者であることが公募の条件であると書けますが、国外での公募の条件には書けません。ことにアメリカの一部の学界では、キリスト者を条件とする公募の掲示ができません。男女差別や人種差別と同じような差別、人権問題として見られます。そういう意味でも世界と時代が大きく変わって来ています。ですからCコードがなかったらいいのという、切実な気持ちを教員は懐いています。とにかく現在のICUは「キリスト者条項」については、学生側には厳しい声があり、教員側には批判的意見がかなり存在しているという厳しい認識をしておく必要があります。

学生が嫌でもキリスト教と接触する授業科目は「キリスト教概論」ですが、この授業で学生が望むようなキリスト教との出会いを経験しているかと言えば、これも先ほどのコラムでの意見によれば、問題が多いようです。もっとも、これも昔からの現象で、驚くことはありませんが。

もう一つ、ICUを支えていて下さる有力な卒業生たちの意見にも耳を傾けなければなりません。ICUがキリスト教を理事の資格として制度的に表現するのはどうしても理解できないと感じる方々があります。私は2期生でして、第二の人生をICUのためにも活用したい

と考える尊敬すべき友がいますが、最近のセクション・メイトの集まりの席でこの友人がICUの理事資格についての問題を提起しました。この友人が言うには、これまで母校と同窓会のために尽くしてきた者であっても、理事はキリスト者であるという資格制限のある限り、理事になることができない。しかし自分たちが学生としてICUに迎え入れられた時には、キリスト者であるかどうかは問われなかった。ICUがかつて迎え入れた者を、ノン・クリスチャンのゆえに理事会に迎え入れないというのであれば、初めから学生として認めなければよかったので、これは大いなる矛盾である。これが友人の論旨でした。同窓会は卒業生には理事資格をゆるめるよう、すでに理事会に申し入れを行ったとのことでした。理事会も申し入れを受け止めて考慮中と仄聞しています。茅野さんはよくご存知です。もう決定されたのですか？（茅野さんからの答え、「しました」。）5月の理事会で決定されたのですね。私の友人は入学時にすでに人間的に成熟しておられました。学生時代にキリスト教と出会う必要を感じなかったでしょうし、多分、今もそうでしょう。

今春、ICU教授会のリトリートにわざわざご出席下さった同窓会の責任者は大変見識のある方で、国際関係については豊富な経験を積んでおられます。世界を没価値観的に冷静に見てきた人間的に立派な方ほど、教員が特定の価値にコミットすることの必要性は理解され難いでしょう。このことも大きな考究課題だと思います。

3 キリスト教大学の歴史的变化 時代状況の変化を大学とキリスト教との関係の変化という視点から、大きく歴史的に見れば、大学でキリスト教が後退する現象は今に始まったのではないことが分かります。ヨーロッパでは大学の建設とキリスト教が関わって、その後も教会が見え隠れしていたのですが、全般的には教会は大学

から後退していきます。ご承知のように、アメリカではキリスト教の各教派が積極的に有力大学を設立しました。最初は牧師の養成のための高等教育機関が設立されたのですが、それがすぐに大学へと発展しました。神学部の存在は最初は重いものですが、多くの学部ができれば、やがて小さな存在になります。戦後の一時期には学生が神学部に押しかけ、神学部の比重が少し回復しましたが、今はかつての勢いがありません。キリスト教の立場だけからの大学礼拝を見直したところもあります。プリンストン大学では相当前から「インターフェイス」と称して、ユダヤ教とキリスト教の共同の礼拝が行われております。それはそれなりの意味があるでしょう。キリスト教のみが大学の宗教的中心だとは、アメリカの有力大学では言いづらくなっています。それを考えると、ICUではキリスト教が中心で、それが制度的に表現されていることが、特別なことと感じられます。しかしこれは、キリスト教が日本ではマイノリティーであるという事実と切り離して考えられてはならないでしょう。

キリスト教がマイノリティーの日本で、制度としての「キリスト者条項」を守っている大学は稀です。福音派が設立した小さな大学である東京基督教大学とICUぐらいでしょう。日本のキリスト教大学でキリスト者条項を制度化しているところは、他にはないのです。それどころか神学部の廃止（関東学院大学）やキリスト教学科の廃止（青山学院大学）などのかたちで、キリスト教の著しい退潮が七〇年代に見られました。それに止まらず、大学の経営主体である理事会とその責任者がノン・クリスチャンという有力な大学も多いのです。キリスト教大学の学長がクリスチャンでなくなるという事態はずいぶん前から出現しました。明治学院では近年、理事の「キリスト者条項」を外しましたので、ノン・クリスチャンの学長も理事になれるようになりました。

事態がそのように推移する原因は、端的に言って人材不足です。

人望あるキリスト者は少ないのですよ（笑）。一言加えないと間違えられますが、学長になりうるような実力のある人物で人望もある、という意味です。多くの大学で学長候補を挙げるとクリスチャンが外れるというのが現実です。学長問題から理事のキリスト者条項が廃止されていきます。キリスト者教員の分母が小さいから仕方がないと言えなくはない。ノン・クリスチャンの教員の方が分母が大きい。分母が大きければ、その中に優れた方が一定数存在します。

4 日本における「キリスト教大学」の役割の歴史的变化 日本
のキリスト教大学でのキリスト教衰退の原因は、大学の性格が歴史的に変化したことにあると思われまゝ。明治以来、キリスト教は女子教育や英語教育を推進しました。いわゆる宗教教育、人格教育、語学教育を重視するミッション・スクールが次々に設立されましたが、中等教育に止まることなく、次第に高等教育への進出を目指すようになり、ことに戦後は大学の設立と学部を増設などに努力してきました。今でも短大を四年制大学に昇格させようと努力しているキリスト教名門校があります。しかし一般に、大学を拡張すればするほどキリスト教の比重が下がります。キリスト者教員の比率が小さくなり、キリスト教の必然性も小さくなります。文学部だけの大学であれば、キリスト教学科を設けるなどの方策で、キリスト教の比重はある程度確保できます。しかし工学部を作ったり、法学部を作ったような時にはそうはいきません。キリスト教が学問的にも問われなくなります。こういうわけでキリスト教の比重の低下は、キリスト教教育機関が大学として発展する上で不可避な事態であったことは認めなければなりません。

5 戦後社会におけるキリスト教への期待 次はICUの問題です。ICUが設立された時期は、敗戦後、日本が新しい社会をつくるのだという国民的希望に燃え上がっている時期でした。その時に民主主義の基本であるキリスト教精神に根をしっかりと下ろした大学を日本に設立しようではないか、大学院レベルの高度専門教育をも行えるキリスト教大学を作ろうというのが、ICU設立時の念願でありました。ICUが諸事情により大学院大学ではなく、教養学部として出発した事情はご存知の通りです。見落とせないのは、あの時期、日本再建の希望とキリスト教が結びついていたことです。民主主義の理念を明らかにし、その担い手を育成する決意、および全体主義を批判できる学問的基盤を構築するという意気込みが、ICUには特に強く存在したと思います。それがICUの使命であり、キリスト教の価値理念の実現であるという認識をICUの教員たちは持っていました。ICUの使命とキリスト教の結びつきは、学生にも理解されるはずだと教員たちは考えていたと思います。とにかくキリスト教の役割には自信が持った時代でした。キリスト教を教学の根幹に据えることは良いことだと思われていました。

しかし1960年代になると学生の意識が全く違ってくるのです。私が助手になったのは1964年ですが、助手時代の後半の1968年に私がお世話になった先生が学生部長に就任しました。先生は学生の主張に耳を傾け、彼らの批判精神を評価する柔軟な対応を示されたのですが、その先生でさえ、キリスト教が資本制的な社会の再編への加担者として批判の対象になるという、学生たちの意識の変化をそれほど鋭敏には把握できていなかったように思います。その頃台頭したのが、新左翼的な意識を持つ学生たちです。彼らは人格教育や戦前から旧制高等学校などで培われてきた教養主義などには全く価値を認めず、ICUの創立をも批判的な文脈の中でとらえていました。彼らには強固な批判的図式が形成されつつありました。それが政治

性を獲得したのです。ICUの創立時から教員になり、ICUの使命を深く自覚して教育に打ち込んでこられた方ほど、学生たちの政治的な思考にはついていけなかったでしょう。私は時代に対する感覚がすでに教員として活躍されていた方々とは多少違っており、大学院（東京教育大学）時代にはしっかりとマルキシズムの洗礼を受けていましたから、学生の政治的意識や戦略が比較的分かっていた方です。それでも時代状況と学生の意識の急激な変化の全貌はとうてい掴み切れませんでした。

1960年代後半の学生たちにはなかなか力がありました。例えば、在学生がフレッシュマン・リトリートの企画に加わり、全体集会での討論がほぼ学生たちのリーダーシップにまかせられていました。大学紛争前年の1968年のフレッシュマン・リトリートでは、批判的な意識を持つ上級生たちの主導の下で、ICUにおけるキリスト教理念を主題にしたパネル・ディスカッションがこの東山荘でなされたのです。私はまだ助手でしたが、学生部長から大学側を代表するパネリストの一人として送り込まれました。私はかなり覚悟はしていましたが、学生の批判は予想以上に手厳しいものでした。キリスト教はICUでは立派なもののように言われるけれども、とんでもない。キリスト教は植民地支配のために存在してきたのではないか。そして全体主義批判の名を借りた反共イデオロギーの担い手になっているのではないか。そういうキリスト教をそのままICUに移入して反省もないのは何事であるか、という糾弾なのです。一日目は学生の批判的発言のオンパレード。私は意識の高い学生たちと比較的接触がありましたので、彼らの批判については大体の予測をしていましたが、ディスカッションの場で批判の矢面に立つと返す言葉に窮します。学生の言い分はそれなりに論拠はあるわけで、私は一日目は聞き手でいました。しかしその晩、学生部長はかなりご不満でして（笑）、並木君を送り込めばなんとか発言してくれると思っていたの

に、見込み違いだった（笑）、という次第。私はその晩考えまして、二日目には言うべきことは言いましたが、学生の問題意識が多少は分かっただけに、答え方に難儀しました。このディスカッション記録が印刷されましたが、これも学生たちの責任で制作されたものです。去年、高橋一さん（77卒）からその記録冊子をもらい受けてありましたので、久しぶりに読み返しました。当時の議論のレベルの高かったことに改めて驚きました。復刻したら面白いと思います（この貴重な冊子はICU編年史資料室に寄贈しました）。

学生のキリスト教批判は大学のあり方、教育のあり方全般の批判と連動していました。大学紛争の時は経済の高度成長期でした。疎外状況が限りなく進行するように思われていました。学生たちはこの現実の中で就職していかなければならない。その状況を教員はどう捉えているのか、抵抗感覚があるのか、という批判が彼らの発言の根底にあったのです。しかし学生が期待するような疎外状況に対する抵抗感覚を、ほとんどの教員が持ち合わせていない。それに対する苛立ちが大学紛争の根底にあったのです。学生は大学に失望しましたが、それはICUの場合だけでなく、日本全国の大学にほぼ共通していたことです。

大学紛争は、価値観が時代によって変化するものであることをもっとも手痛いかたちで示したのです。キリスト教の価値観といえども、時代状況の中でイデオロギーとして働く面を持っています。その面がある限り、仮に大学などの創設期には良いと見なされた価値観であっても、当初の価値観と後の時代感覚との間に必ずずれが生じます。それに気づき調整する不断の努力が求められます。それをしないままで、既存の理念だけを持ち出したり、無批判にそれを維持していくのは、大変危険です。そういう意味で千葉早弘さんがICUの「キリスト者条項」の維持を硬直化していないかと暗に批判しているのであれば、この批判は大きな意味を持っています。理念

の重要性の確認は大事ですが、それ以上に理念が歴史的現実との間に生じるずれをたえず自覚し、対応を考えること、理念と制度の存在理由をつねに新しく根拠づけていくことが大事です。残念ながら、それを日本の諸大学は、キリスト教大学は、ほとんどそれを行うことができず、矛盾がひどくなればキリスト教大学としての制度もしくは慣行を廃止する道を探ってきました。その中でICUは不完全ながら、大学におけるキリスト教理念の意味を考えつつ、その制度的な表現の維持に努力してきました。その姿勢にICUの意味が今でもあると思います。

6 価値多元主義、宗教多元主義によるキリスト教の相対化
聖書の人間中心主義（例えば自然支配権）に対する批判（自己批判を含む）が今日盛んです。キリスト教学者によるキリスト教批判も厳しいものがあります。キリスト教はかつて自然支配に手を貸したが、それは天地創造の記述が自然支配を認めているからで、自然破壊の出発点がそこにあると考える聖書学者が結構います。批判的な人々はエコロジーの発想を創世記の創造観に優先させるべきだと考えています。今日では、平和、人権、環境、この三つが最強のカードです（笑）。そういうユニヴァーサルな価値の前でキリスト教、特殊な教義と結びついたキリスト教の人間観、それはすでにローカルな価値ではないか。それよりも、「国際性」、「人権」、「参加」、「透明性」の方が一層普遍的で積極的な上位の価値として認められる。特定の価値観にこだわるキリスト教は権威主義的で閉鎖的ではないのか。学生ばかりでなく教員もかなりそう感じています。

キリスト教の自己批判運動は、ことに新約聖書学において人間イエスが強調され、パウロのキリスト論が批判され、従来 of 教義の権威が低落して以来、加速されました。われわれが学生の頃は、「パ

ウロは偉い」で済んでいましたが、今ではパウロはフェミニスト神学の文脈で批判の対象とされています。聖書が時代の制約の中で書かれていることは事実で、現時点から見て批判されるところは大いにありますが、批判がそのレベルに収まらず、教義自体に触れてくるのが現代聖書学の特色です。こうなると聖書学が教会の立場と結びつかないのです。大学紛争以来その傾向が顕著です。キリスト教学者も教会と結びつかなくていい。そのような学者が集会を主宰しても、公同性や教義を気にとめることはなく、感性の一致が意味を持つでしょう。今日、キリスト教の個人主義化がいろいろなレベルで進行しています。

7 キリスト教の二極化的傾向 現代のキリスト教の傾向として認識しておきたいのは、説教中心の伝統的で堅い教会からの若者の消失です。伝統的な教会は、若者の「自分探し」に合わない。いわゆるメインライン・チャーチ、日本でいえば日本基督教団系の教会は元気がなくなっています。例外的に元気のよい教会もありますが、大体の教会は高年齢者が多いのが現状です。

それに対し、若者が関心を持つのは福音派の教会と活動ですね。ICUに入ってくるクリスチャン学生の三分の二くらいは福音派で育っています。教団系統は少ないのです。福音派の学生達の多くはK G K（キリスト者学生会）という団体に所属し、活動しています。学内のキリスト者学生の活動として目立っています。これは福音派の学生に限られない一般の傾向ですが、学生は概して一義的な答えを求める傾向があります。Q & A型の思考が好まれます。この問題に対してはこの答えと、教師がはっきり言ってくれることを期待します。ですから「キリスト教概論」のように、人間や社会の問題には一義的な答えが引き出せないことを教える授業は、熱心なK G K

の学生たちにはあまり評判がよくありません。思索を深めるキリスト教は敬遠されがちです。学生たちは行動を求めています。近年は教会主催の海外ワークキャンプのような行事には、キリスト者学生であると否とを問わず、かなりの学生が参加します。これは良いことです。その様子を見ると、ICUのキリスト教の意味が変わってきたなと思います。

8 大学におけるプロテスタント系教員の減少、カトリック系教員の増大 ICUで目立ってきたのはカトリック系教員の増大です。どこの大学でもそうでしょう。かつてはプロテスタント教会がキリスト者教員を多く育ててきましたが、最近では事情が違います。プロテスタントの福音派の教会では、学者はどちらかという敬遠の対象です。学者が育つような教会は伝統的には日本キリスト教団のような教会なのですね。ところがそういう教会が後退していますから、プロテスタントの教員の絶対数が非常に減少しています。かつては多忙な学者が教会を避けて無教会に参加する傾向がかなり見られましたが、この無教会も現在は衰退気味です。それに対してカトリックの教員はかなり増大しています。どうしてそうなったのか、どういう意味をもっているのか、これは後ほど皆様のご検討に委ねたいところです。ICUはプロテスタント系諸教会の努力で設立されましたが、その後、「キリスト者条項」の運用は超教派の立場で行うことにしました。カトリックの教員は当初は例外的でしたが、近年ではカトリックの教員の増加傾向が顕著に見られます。今後、カトリックの教員が過半数になる可能性もあると思います。学長の選考規程も考えておかないといけない。これはデリケートな問題です。もちろんプロテスタント教員が立派だというわけでは全くありません。教員には真面目なプロテスタントもおり、そうでない人も

います。プロテスタントには、ルターがローマ教会に胸を張って抵抗して以来、自分中心で「おれが」というところがあります。プロテスタントは主観的なのです。それに個人主義が加わると、大学としては非常に困る（笑）。古屋安雄氏の言葉を使うとプロテスタント世界は「プロテスタント病」に陥りやすい。古屋氏が引用するフィッチの健康診断表によれば、「プロテスタントの強み、その名は自由。プロテスタントの病気、その名はアナキー」（古屋安雄『プロテスタント病と現代』ヨルダン社、1973年、53頁）です。個々人もそれに無関係ではないということです。

では、カトリックは客観的で問題がないのかというと、大学論の観点からはそうも言えない。フィッチの健康診断表の前半は「カトリックの強み、その名は秩序、カトリックの病気、その名は専制主義」です。これは個々人が秩序を絶対視しているとか、専制主義に陥るとかいうことではなく、カトリック世界の傾向の問題です。カトリック世界では信徒は宗教的な事柄の判断を教会に預けてしまう傾向があります。重要な事柄については、ローマ教会の聖職者のヒエラルキーに判断が委ねられます。このことと関係しますが、カトリック世界では聖と俗が分離される傾向があり、聖なる世界と俗なる世界とでは、教会が期待し、指示するモラルの水準が違います。これは大分前の話ですが、カトリック国のフランスでは、世俗領域に置かれた王侯貴族の私的生活の倫理は聖職者の倫理とはかけ離れていました。それが好例だと思いますが、俗なる世界と聖なる世界では人々の行動基準が二元的です。カトリックの大学にもこの二元性が認められるように私は感じています。日本のカトリック大学はカトリック教会の秩序が否認されていなければ、教員のあり方には干渉しないように見えます。例えば上智大学では、これまで世俗的人間を教員として結構うまく使っています。人権の観点からは、かなり問題と思われる発言をしてきた教員も見受けられます。プロ

テスタントの大学も相当世俗化していますが、ある種の社会的影響を持つ発言は問題にされるのではないかと思います。プロテスタントの大学は教員のあり方を世俗世界のことだと割り切れないでしょう。

プロテスタント大学がカトリック大学と最も相違するのは、プロテスタントにおいては大学の構成原理と教会の構成原理が形式的に同じであるという点にあります。大学と教会では機能が違っていても、その存立構造は相似的です。プロテスタント教会は教会員によって構成され、維持される自由教会であり、個々の教会が自己のアイデンティティを決めます。超教派的なあり方を選択することもできます。このような存立構造はプロテスタント大学も同様です。大学の構成者が大学のあり方を判断する当事者であり、その上部に教皇庁（あるいはその代理機関）のような、自己のあり方についての判断や指導を仰ぐことのできる権威を戴くことができないのです。カトリック大学は教皇庁が「カトリック大学憲章」（1990年）に基づいて認定することになっています。カトリックの教えと倫理を守る信徒が教員の過半数であることが認定の条件です（古屋安雄『大学の神学』ヨルダン社、1993年、270頁参照）。カトリック大学はキリスト教大学とは呼ばれず、超教派であることはできません。それに対してプロテスタント大学は、その構成者たちが大学の基本的なあり方について自律的に判断し、自己責任でそのあり方を維持しなければならないのです。大学の設立理念や大きな政策を決定する権限と責任は理事者側にありますが、理念や政策に実質を与えるのは教員です。しかしキリスト教大学の世俗化は著しく進行していますので、プロテスタント系諸大学の心ある理事たち、学長たちは非常に強い危機意識を持っています。絶えざる自己吟味を課せられたプロテスタントのキリスト教大学の伝統を維持できるか否かについて、深い危惧の念を懐いています。この問題について、大学の教学部門の長たる学長は理事たちと共に、重い責任を背負わなければな

らないのです。

ICUは「キリスト者条項」に関して超教派を選択しましたが、プロテスタント大学であることを止める決議をしたわけではなく、プロテスタント原理に基づく超教派の大学であるというあり方を選択し、それを実行してきました。ICUはそのようなキリスト教大学として、日本のプロテスタント大学の連合機関においてこれまで独自の意味を持ち、また有力メンバーとしての役割を果たしてきました。学長問題はこのことにも関わりを持っています。

9 教員における世俗社会としての大学観の浸透 大学の世俗化は信仰の理解に連動しているように思います。世俗化された大学においては、キリスト者においても、非キリスト者においても、信仰を「心の問題」として割り切るようになります。信仰が心の問題に限定されると、信仰は私事になり、社会形成や文化形成に責任を負わなくなります。信仰を心の問題と見るのは、現代の個人主義的現象の一つです。近年、ICUでもその傾向が目立つようになりました。それでよいかどうか、今後のICUで議論すべきポイントの一つでしょう。信仰が心の問題に限定されると、礼拝や宗教行事には好きな者だけが参加すればよいことになり、大学がキリスト教を制度的に表現するという考え方自体に強い違和感を覚えるでしょう。「キリスト者条項」がよくないと判断されるのは当然です。

Ⅱ. 「ICUのキリスト教理念検討委員会」の設立と 「報告書」について

1 「報告書」作成の発端 この報告書『ICUのキリスト教理念 The Christian Ideas of ICU』（国際基督教大学、1994年12月刊、Issues of ICU, Volume 4として2003年12月再刊）を作成したきっかけは、1992年の秋に教授会が承認した人事案件に対して、財務・常務理事会が「キリスト者条項」の例外規定を適用しなかったという出来事です。教授会で承認済みの人事を理事会が承認しないのは、教学のことで理事会が教授会に権力介入をしたという客観的意味を持ちます。当然、教授会の大問題となりました。この問題に対して急遽翌年1月下旬に臨時の全体理事会が招集されました。「キリスト者条項」の重さを再確認しなければならなくなり、ICUは「キリスト者条項」を堅持するという決議を行ったのですが、同時に、「キリスト者条項」が今日これがなお有効であるかどうか、大学論的に検討すべきであるという決議が同時になされたのです。ICU建学以来この時まで、「キリスト者条項」が大学にとってどのような意味を持っているかを公的に検討すべきだというような意見が理事会において提出されたことはありませんでした。もちろんキリスト教の必要性は建学以来の教員の関心事であり、しばしば取り上げられてきましたが、それは主として学生たちにキリスト教との出会いの場を与えるとか、学生に対して人格的影響を与えるという教育的な観点からのものでした。その意味で、理事会が大学という高等教育機関における「キリスト者条項」の意味と有効性を検討する委員会を設置したことは、ICUの歴史における画期的な行動であったと思います。大学紛争時も理事会が大きな意味を持ちましたが、それ以降では、この時の理事会が決定的な役割を果たし、その存在意義

を發揮したと思います。理事会が任命した委員は、中川秀恭、茅野徹郎、松永希久夫、古屋安雄、並木浩一の五名で、書記（森本あんり、当時、ICU教会副牧師）が委員会に陪席しました。

この委員会は課題について真剣に調査、研究をしました。アメリカでは「キリスト者条項」を明示した教員募集ができないことに先ほどふれましたが、政教分離の先進国のアメリカで「キリスト者条項」をもった大学が法的に存在を許されるかどうかは当然検討されなければなりません。この件は法律専門家の協力を仰ぐ必要がありましたので、マイケル・カワチ弁護士（評議員）に調査と法的検討を依頼しました。その報告書によれば「宗教教育団体として認定されるならば」、「キリスト者条項」も法的に認められるという主旨でした。それは逆に言えば、キリスト者教員がその意味に応える教育をしていなければ、「キリスト者条項」は法的に違反になるということです。実質が要求されています。この委員会は調査と討論を重ねて翌年（1994年2月）に「中間報告書」を、そして5月に「最終報告書」を提出しました。その間、理事会、評議会ではこの報告書の内容についての非常に活発な議論が行われました。この種の事柄についてこれだけ積極的に討論がなされたということは、日本のキリスト教大学の歴史でも珍しいことで、特筆に値すると思います。私は当時評議員でもあり、この件の説明のために理事会にも呼ばれましたので、理事および評議員による真剣な討論をよく憶えています。

2 「解説」について 理事会は「最終報告書」の承認に際して、この報告書は難しいので「早わかり」が必要だという意見を付けました。そこで委員会が作成したのが、お手元にコピーを差し上げた「解説」です。文責は委員会にあります。Q & Aを除く部分は、私が委員会での議論を踏まえて書きました。ICU関係者だけで

なく、全国のキリスト教学校教育同盟の加盟校の忙しい理事、先生方がこれを見るだけで報告書のポイントが分かるように書いたつもりです。しかし内容のあるものを要約しても事柄の本質を易しくすることはできません。ですから実はこの解説は問題の所在を提示したもので、「早わかり」ではありません。解説は四区分されています。

第一区分の「キリスト教大学の危機とキリスト者条項」、ここで私が訴えたかったことの第一は、「キリスト者条項」が本学でもっとも賛否の分かれた問題であって、本学の理念の危機を語っていますが、それがICUだけの問題ではないことです。他大学の方がもっと危機状況が進行しています。

第二は危機を招いた原因の指摘です。戦後キリスト教諸大学は、主として経営上の問題で、その規模を拡大しました。もともとキリスト者教員は少なかったので、大学全体の中でますます少数化した。そういう事態に根本的な反省を加えてこなかったことが大きく関係して、理念も熱意も後退した。それに拍車をかけるのが現代の世俗主義の浸透です。それは文化相対主義や差別批判に基づくキリスト教価値観の相対化を伴っています。その影響を受けるキリスト者教員が相対主義、多元主義への賛意の声を上げるようになります。誤解がないように申し上げますが、相対的で多元的な思考はキリスト教大学に不可欠です。これと、特定の価値観を持つこと自体を排除する相対主義、価値多元主義とは別物です。

今日「キリスト者条項」の存在理由を疑わせる内的な論拠がこの相対主義もしくは価値多元主義ですが、その問題は不問にしておきます。ここではもっとレヴェルの低い話をしなくてはなりません。本学では「キリスト者条項」の便宜的解釈と適用がしばしばなされてきました。あの人は教会に昔ちょっと行っていたことがあるとか、洗礼をうけたことがあるとかで、この条項をクリアーできていると見なしたのです。その結果、後でクリスチャン・スピリットを疑わ

れるような人が教員になってしまうという現実がありました。近年発生した教員身分をめぐる訴訟事件は、ICUの「キリスト者条項」の有効性を疑わせるのに十分でしたが、他面この事件は、教員のモラルを重視するICUのキリスト教理念がなお意味を持つことを教訓的に示したと思います。

「解説」の第二区分は「構成と要旨」です。「キリスト者条項」は諸大学が実現できなかったヴィジョンへの挑戦であり、冒険でした。昔はこのような価値観が確立されていたと考えるのは間違いで、教員の「キリスト者条項」を設けるICUの決断は、最初から大学の世俗化に対する挑戦だったのです。世俗化が大学社会の不可避の傾向である以上、この条項の意味とキリスト者たることについての共通理解を議論しないで、安易な運用をすれば、問題が発生するのは当たり前です。

2項は教育者・研究者の役割と「キリスト者条項」です。ICUの教員は教育者兼研究者ですね。学生との関わりでいかに重要な役割を果たすかは言うまでもありません。特にICUはキャンパス・コミュニティを築き、維持しなければならないのです。これは他の大学にはありません。これまでの、そして今後もICUの課題です。

3項は、学問共同体のアイデンティティの基盤としての意味です。大学におけるキリスト教の選択は絶対的価値を持ち込むためではなく、むしろ特定の価値の絶対化を退けるための行為です。価値の絶対化を退けるための特定の価値の採用。そこに矛盾、パラドックスがあります。このパラドックスを積極的に認めなければ、「キリスト者条項」は学問論的な根拠を失います。このパラドックスを自覚すると、他宗教や他文化との対話が活発になるという利点があります。対話は特定の価値を持たない者には意味がありません。同時に価値の相対化が必要です。その点でキリスト教は対話的な宗教です。キリスト教という特定の価値を採用するのは問題だという見方に対

するポジティブな回答だと思えます。

4項は人事の原則についてです。キリスト者であるということはパスポートのように考えられてはならないことに先ほどふれました。「キリスト者条項」を教員の就任時だけのチェック項目であるとして、その後のキリスト者としての自覚、活動、役割を不問にするようであれば、非キリスト者教員を管理職に任命しないという規定などは、制度としての必然性を失い、差別感を助長するでしょう。それは教員を、いわばキャリア組とノン・キャリア組に種分けするようなものです。ICUでは、教員にキリスト者であることの自己吟味があまり求められていませんので、私は率直に言って大きな危惧を懐いています。

5項は、キリスト者教員の発掘です。これを積極的にすべきです。また「キリスト者条項」は本学の精神に対する構成員の自発的な態度決定を育成するものでなくてはなりません。そうすると大学の理念に対する協力を誓約する必要が生じるのではないか。これまでこういう形での問題提起はなかったと思えます。

第三区分が「キリスト者条項の意味」で、以上の事柄と関係があります。「キリスト者条項」が目指すところを次のような七つの命題にまとめました。

- ①「キリスト者条項」は、異質な教員を目的において一致にもたらず大学の構成原理である。
- ②「キリスト者条項」は客観的な表現を求める。
- ③「キリスト者条項」の保持は大学における批判的な知の形成を促す。
- ④「キリスト者条項」の下での教員の行動原理は個々人の良心に基づく自己規律である。
- ⑤「キリスト者条項」はキリスト教的価値観とそれに基づく大学のアイデンティティの選択を意味する。

- ⑥「キリスト者条項」の保持のためにはキリスト者教員の高い構成比率の確保が必要である。
- ⑦「キリスト者条項」の維持には、日本における少数者としてのキリスト者の位置の自覚を求める。

要するにこの条項は教員の主観の一致ではなく、大学の目的に賛同し、大学を作り上げていくコミットメントを求めるものです。個々人の良心と批判的知の形成の問題であり、それを育成する学内政策であるべきだという主張です。批判的知の問題は理性と信仰との緊張関係を要求します。⑥は現実的に重要です。ほとんどがキリスト者教員であっても、この条項についての議論が相半ばするのです。大学の構成原理を変更するような試行錯誤の意味を否定しませんが、この条項は一度撤廃されれば、二度と回復できないでしょう。日本ではこの種の理想に対する復元力が働かないのです。

第四区分がQ & Aですが、これは省略させていただきます。

3 反応について ICUは「最終報告」「解説」それに「Q & A」をつけて一冊にまとめ、『ICUのキリスト教理念』と題して印刷し、これを学内外に配布しました。その作成時からキリスト教学校教育同盟の理事の方々が大きな関心を寄せて下さいました。世俗化の問題でどのキリスト教学校も困っています。この報告書が多くの子キリスト教学校の関係者に読まれて、心強いと思われたのは事実のようです。ですが、すべてのキリスト教大学で歓迎されたかという点、そんなことはありません。今どき時代に逆らう困ったものを出してくれた、と反応した大学責任者もおられました。私がそのことを知ったのは、その後キリスト教学校教育同盟の大学部門の研究集会のパネリストを務めた時でした。ある有名なキリスト教学者が、この報告書を現実離れも甚だしいものと受け止めたこととその理由

を個人的に語られました。キリスト者教員で優秀な人が数多く世の中に存在しているわけがない。キリスト教諸大学にとって「キリスト者条項」のような規定は足枷である。こんな足枷はご免だ、というわけです。私は、この報告書が現実離れた理想を並べていると受け止めてくれるな、こういうことを言わねばならない深刻な現実がICUにもあり、その現実の中での必死の努力であるという説明をしました。その方は「そうか、それを聞いて安心した」と言っておられました。

学内では目立った反応はありませんでした。もちろん無視されたわけではなく、難しいとか、良かったという反応は多少ありました。ICUの課題を指摘した報告書については、人々はあまり口を開きたくないでしょう。ですから反応が目立たないのは当然かもしれません。この報告書はICUの差し迫った危機に対して「キリスト者条項」が大学論的な意味を失っていないということを確認するのが主な目的でした。キリスト教の大学論的な検討は、大学の構成論理としてのキリスト教の意義の考察を必要としますが、報告書はその手前のところで終わっています。そこでその後、私が不完全ながらその考究課題に挑戦したのが、お手元に差し上げた『学問共同体としてのキリスト教大学・その構成論理を求めて』です。この冊子は絹川学長の発意で、昨年ICUで行われたアジア地域のキリスト教高等教育機関の連合団体（U B C H E A）の会議の参加者に配布するために、ICUが全文の英文を付けて制作したものです（2000年3月）。ですからこの冊子は私見ではありますが、大学の刊行物として出されたという意味での公的な性格を与えられています。私はこの論旨での講演を「キリスト教文化学会」（沖縄キリスト教短期大学、1997年11月）でいたしました。この学会は日本のプロテスタント系諸大学を構成員としており、1994年以降は「キリスト教大学の新たなる創造」を総テーマにして毎年学会を開いています。

Ⅲ. 『学問共同体としてのキリスト教大学・ その構成論理を求めて』について

1 「問題提起」 この冊子『学問共同体としてのキリスト教大学・その構成論理を求めて The Christian University as an Academic Community』（国際基督教大学、2000年3月刊）の要旨を簡単に説明します。『ICUのキリスト教理念』が「キリスト者条項」の適用を原則としているのに対して、この論文はその条項の適用を望み得ない日本のキリスト教諸大学の現実の中で、大多数の非キリスト者教員と少数のキリスト者教員がキリスト教大学を形成する課題において、共に協力できる体制をどう築くかという問題を考究課題としています。私の立脚点は、実は『ICUのキリスト教理念』の基本的視点と同じです。大学の構成原理に主観性を持ち込むのは有害です。同質、等質のものを求めることはキリスト教大学にとって命取りです。異質なもののどうしの出会いが阻害されます。結論から言うと、主観性を大学の構成原理にすることはできません。評価すべきは批判知です。それに個と共同性の感覚。教員の個性が重んじられると同時に、個を超える共同性の次元での共通の理念を構築すること。個と共同性の緊張した弁証法的関係に耐えられる思想。これらが必要なのです。キリスト教はそれに応えることができるという認識を持とうという呼びかけが、私の論文の意図です。

大学執行部には一般の教員以上に客観的感覚が求められます。キリスト教大学の教員に求められる客観的感覚は、キリスト教信仰による公同性によって鍛えられているものでなければだめだと思います。具体的に言えば、教会生活を大事にすることで鍛えられる感覚です。団体としての教会を維持する責任を負って生きるキリスト者が、団体としての性格の強いキリスト教大学の諸問題について客観

的な判断を下し、大学全体に対して共同の責任を負うということです。公同性は共同責任の感覚を養うので、キリスト教世界においてだけ意味を発揮する特殊な感覚ではありません。世界人類の未来のために理想を持って設立される世界の諸団体においても意味を発揮するでしょう。キリスト教大学の人材としてのキリスト者はこのような面において評価されるべきでしょう。しかし従来、これがはっきり語られてきませんでした。以上のことは、ひっくりかえして言うと、共同性を軽視する主観的、個人主義的キリスト者は大学という団体では困った存在だということなのですが、それもはっきりと言われてきませんでした。主観的なクリスチャンよりも、客観的に思考できる責任感のあるノン・クリスチャンの方がキリスト教大学にとってはるかに良い。これをはっきり認識しないとダメ（笑）。それが私の主張ですね。

2 「近年のキリスト教大学論」 この章は私だけ偉そうに批評するようで甚だ気が引けます。すでにいろいろな人がキリスト教大学論を展開していますので、これまでどういう研究があったかを勉強してみました。結果的に申し上げますと、これまでの研究は理念論や教育論に偏っています。本質論にふれているのはごく少数です。古屋安雄氏も神学的な大学論を書いて寄与しておられますが、私は大学行政的な面からの具体的な問題の提起者として、とくに倉松功氏と近藤勝彦氏のお名前を挙げておきます。この二人は重要なことを語っています。倉松氏はプロテスタント大学の行政者の責任を最近のカトリックの大学政策に照らして論じています（倉松功「キリスト教大学—その形成への課題」学校伝道研究会編『キリスト教学校の再建』聖学院大学出版会、1997年、43 - 53頁参照）。近藤氏はプロテスタンティズムにおいて重要視される普遍・公同的な真理概

念を大学においてどのように現実化するかの方策を探っておられます（倉松功・近藤勝彦『キリスト教大学の新しい挑戦』聖学院大学出版会、1998年、89 - 181頁参照）。

キリスト教大学は世俗化していますし、キリスト者教員は絶対的に少数ですから、キリスト教大学の意味をキリスト教教育に限定しよう、キリスト教を扱う概論的な科目がいくつかあればいいではないか、という意見がキリスト教大学で支配的になるのは理解できます。しかしキリスト教の存在意味を教育に限定すると、結局のところ、大学は世俗的でよい、少数のキリスト教担当の教員がいればよい、ということになります。実はこれが多くのキリスト教大学の現状です。この状況を是認したのでは、キリスト教を制度的に表現することが困難になります。人事に何らかの制約を加えることは差別であるから、その規定を廃止せよという意見が出され、それには勝てません。そうなるとキリスト教は人事制度と無縁になります。その方向を徹底すれば、教員の信仰、宗教を問うことは個人のプライバシーの侵害とされ許されないことになるでしょう。「キリスト者条項」など設けるのはもつてのほかになります。

3 「大学の社会的存立構造」 この章の主眼は、大学は社会的に見ると、どういう社会類型に属しているかを明らかにすることです。それは「自発的結社」の類型に当たるとというのが結論です。対自的集合体ですね。そうすると自発的結社の原形としてのアメリカの自由教会と大学の構成原理が形式的に一致します。目的内容は全然違うけれども、大学は教会契約の形式を引き継いでおり、その後大学が発展したにもかかわらず、当初の性格を失っていません。日本のプロテスタントのキリスト教大学も、そのような伝統の中に置かれているはずで、自由教会の信徒はそれぞれ平等で自立して

いますので、その自意識は一国一城の主を自負する大学教員と似たところがあります。ですから大学という団体には契約が必要なのです。教員はどのような主旨で創設した団体の構成であるかを本来認識すべきです。しかしある程度以上の規模を持つ日本のキリスト教大学で、理念に関して契約的精神を持ち込む例はないと思います。

4 「キリスト者と非キリスト者の協力を可能にする契約精神」

この章で私は、学長とは何であるかを明らかにしたかったのです。学長の仕事で最も大事なものは人事についての判断です。「大学契約」の中心的人物は大学を代表する学長であるべきです。大学契約は政治契約と教会契約の中間に位置するでしょう。キリスト教諸大学では圧倒的に非キリスト者教員が多い現実がありますので、それゆえにこそ、大学契約の精神を何とか生かす方策を考える必要があるでしょう。責任のあるキリスト者教員は、異質な者たちを包摂し、多元的でありつつ、共通の価値を認めることのできる大学形成を模索しなければならないと思います。

5 「キリスト者教員と非キリスト者教員が共通に認めることのできる原則」 ここでは大学契約に関わりのある考察をしています。教員が自覚すべき事柄を要約して列挙すれば、次の通りです。

- ① 「良心に基づく行動」
- ② 「自発性の尊重」
- ③ 「客観的で公正な判断」
- ④ 「相対化する精神」
- ⑤ 「平等と差異の承認」
- ⑥ 「マイノリティであることの自覚」

学長はここで挙げた項目について、本学に就任するからにはこれらを尊重してもらいたい、そうでなければ採用しないというくらいの強い決意を持って欲しいと思います。

①は最も大事な原則です。一般に大学では、ことにICUでは、教員個々人の「良心」に基づく判断が軽視されると、人事問題などからんで政治的な工作や党派心が忍び込み、大学の理念が内側から崩壊します。キリスト教主義は原則だけのものとなり、実質を失います。しかし個々人が良心的な判断を貫くには、相当の覚悟が求められます。

④についても一言。これは相対主義をも相対化する精神です。現在は相対主義が文化多元主義のかたちで主張される傾向にあります。文化相対主義は聞こえはいいのですが、多元主義が絶対化されては、責任を取る主体が形成されないでしょう。

⑤はデリケートな事柄ですが、はっきり言わないと、これは学内での差別感を引き起こし深刻な問題となるでしょう。人間の平等観に立つキリスト教大学では、性差別などがあってはならないのは当然です。しかし神の前での人間の平等性が、人事に伴う差異の承認の根拠にもなるべきです。リンゼイの主張に聞きましょう。キリスト者はそれぞれ召命を受けているという事実においては平等ですが、社会あるいは共同体における活動に際して、人々の間にはさまざまな差異が生じます。しかしピューリタンはかつて、差異がある方が豊かな社会関係が築けるのだと考え、この世で生きる召命の平等性の意識に支えられて社会的な差異を認めました（『現代民主主義国家』未来社、1969年、25頁参照）。これは現実的な考え方であり、非常に重要です。日本人は一見極めて平等主義者なのです。平等と言わないと人間性に悖るような気がしますが、悖る、と考えるのは危険です。差異の承認なしに平等の絶対性を言うなら、これは全体主義になります。あるいはアナーキズムになってしまいます。

しかし実は全体主義社会がひどい差別とヒエラルキーを生産したことは周知の事実です。アナーキズムが差異を克服できる可能性は低いでしょう。

大学における教員の差異の意味についても現実的に考える必要があります。大学には職階があり、たとえば講師の権限は上位職階者に比べれば制約されています。職階がある以上、悔しければ学問をやって認められて助教授になれ、教授になれ、そのかわり責任も重くなるよ、と言われなければならない。大学における能力、役割、責任の重さに伴う差異は、各自がベストを尽くして各自の立場で教学にコミットするという召命の平等性に支えられていなければならないでしょう。「キリスト者条項」を重視するICUのようなキリスト教大学には、非キリスト者を役職者に任命できないという現実がありますので、特にこの点が大学構成員がよく自覚されている必要があります。被任命資格は、キリスト教大学のあり方を維持するための「責任」を制度的に表現するものであり、キリスト者教員の所与の特権ではまったくないのです。キリスト者教員の育成と採用に責任があります。キリスト者、非キリスト者を問わず、良心的な人にはこの点はお分かりいただけると思います。

6 「日本の知的状況に抗して」 こういう考え方は日本では容易に受け入れられるものではありません。契約の発想は個人主義的で、人間に対する不信感に基づいているので問題だとみるような知的状況が日本にはあります。相互信頼・相互依存を主張する浜口恵俊氏の「間人主義」はその実例です（『「日本らしさ」の再発見』講談社学術文庫、1988年参照）。佐伯啓思氏は京都大学の教授ですが、この人の主張は結局のところ「公民主義」です。市民（シビル）はだめで公民（シビック）でなければいけない。後者が国の基本で

あって市民は私の民、「私民」に過ぎない、というのが基調です（『「市民」とは誰か — 戦後民主主義を問いなおす』PHP新書、1997年参照）。こういう主張が今日かなりの勢いをもっています。「新しい教科書をつくる会」の人の基本的考えはこれでしょう。今日のキリスト教大学には、このような日本の状況に対する批判力の育成が求められるでしょう。それがリベラル・アーツの役割だと思います。たとえキリスト教大学がリベラル・アーツを学部として持たなくても、その理念に立脚しなければ、キリスト教大学は大学論的に存在意味を失うと思います。

IV. 結論は出せそうもないが、 何かを言わねばならない

1 キリスト教的価値をヒューマナイズする役割を負う大学 このフレーズは池明観氏によるキリスト教大学の使命についての意見にしたがっています（『現代のキリスト教大学の意味』『福音と世界』1990年、3月、50 - 59頁参照）。現代社会はキリスト教的価値なしには生き残れなくなっている。キリスト教大学が特別のことをするわけではなく、むしろ大学が当然あるべきあり方をキリスト教大学が率先して担っているだけである。大学は一般に現代の状況のなかでキリスト教的価値観をヒューマナイズして伝える努力をすべきだ。キリスト教大学がそれを率先してすべきだと、池明観氏は言われます。これは自信過剰のように聞こえますが、キリスト教大学の今日の存在理由を、現代の問題との関わりにおいて積極的に考える限り、確かにそのような自覚がキリスト教大学の関係者に求められていると思います（仏教系の大学なども、自分たちの観点からそのような自覚を持つべきでしょう）。具体的には最貧国問題など、諸国民の状況をグローバルな視点に立って率先して考え、その状況をもたらした原因や歴史的な事実の認識を学問の根底に置く姿勢が必要でしょう。もちろんすべての学問が現代世界の問題に直結することはありえませんし、直結することは好ましくありません。しかし言うまでもないことですが、大学においては、いかなる学問も被造世界に責任を負う人間の知的営みであることを忘れてはなりません。

世界と日本における運動や発言を見渡しますと、聖書的・キリスト教的な言葉が世界の現実に対応するために語り直されており、それを受け止める力が大学人になければならないと感じます。最貧国の負債を免除することを先進諸国に求める「ジュビリー・2000」の

運動が一例です。レビ記25章の「ヨベルの年」の精神がユダヤ民族の律法であることを超えて現代に語り直されることで、新たな意義を持ちます。これは、池明観氏の課題提起であるキリスト教的価値のヒューマナイゼーションの一例であると思います。大学におけるキリスト教の存在意味はこのような人間的感覚を育成できるかどうかで問われるのです。「他者」への想像力、「他者」との出会いの感覚は、「多神教」対「一神教」の対立図式に捉らわれては豊かに育つことはできません。

それからもう一つ、二十世紀の政治暴力の加害国が被害国民に対して取るべき態度の問題があります。お手元に東大の高橋哲哉氏が『朝日新聞』に寄稿したエッセイ（2001年7月12日）のコピーを差し上げました。加害国が過去の様々な加害に対して「責任を認めて謝罪する」という「過去の克服のグローバル化」について語る高橋氏の発言は立派です。高橋氏はそれが「改悛」と「和解」というキリスト教的概念の語り直しであることを認めています。ですから氏は、韓国・中国への不信感が根強い「新しい教科書をつくる会」の歴史観を「和解」のための「改悛」を拒みつつけるもの、と批判するのです。

今日の日本は被害諸国の怒りに晒された敗戦直後の状況に似ています。日本は国家としては戦争責任の問題は戦犯裁判と賠償によってピリオドを打ったという立場です。しかしこれまで視野から落ちていた広範な戦時加害の罪責を認めて和解を求める姿勢は、人権の時代を責任を持って生きる国家の条件でしょう。総じて歴史意識の希薄な日本にとって、過去の問題に向き合う姿勢を示すのは極めて困難です。多神教的にすべてを包摂する精神風土の中で「他者」との出会いを回避し、過去を忘却しようとするこの国の風土に抗して、歴史意識を保持して、日本の取るべき姿勢について発言し続けることは、今日とくにキリスト教大学に課せられた使命でしょう。日本

のグローバル化のために、キリスト教世界が育んだ思考を現代において語り直すことのできる自立した知識人を育成することが、具体的な教育目標であってよいでしょう。

2 エリート教育の理想 ICUが「キリスト者条項」を持つ利点は、その構成員が西洋中心主義であるとの非難を恐れず、日本と世界のために、西欧に現れた人間観の普遍性を評価できる知識人たちと連携し、行動できることにあります。それを可能にするのが、日本中心とか西欧中心とかの発想を乗り越えることのできる、全体的な批判知でしょう。このような知の形成がリベラル・アーツの目標です。この目標に近づくためには冷静な現実認識と質の高い学問的訓練、そして人間愛が必要です。従ってリベラル・アーツ教育は根本的にはエリート教育です。今日、日本のほとんどすべての大学が大衆化しています。ICUも例外ではありません。しかしICUがエリート教育としてのリベラル・アーツの意味づけを放棄しない限り、ICUが本格的な大衆化路線に歩み出すことはできないでしょう。

私たちがつてのICU生は、東大卒に代表されるエリートたちが日本を滅ぼしたのだ、ICUはその反省に立って設立されたのだ、という話を何度も聞かされ、それが常識となっていた感があります。しかし私は思います。日本のエリートたちが国を滅ぼしたという認識は当たっていません。むしろ、真のエリートが日本では例外的にしか育たなかったのが、国が滅びたと言うべきでしょう。現在の日本が必要としているのは良質のエリートたちです。これを育成し、国内に、世界に送り出す義務がICUにあります。たとえば池明観氏の発言に対して鋭敏に反応し、知的レベルで応えうるのは、一般的な高等教育を受けただけでは難しいでしょう。キリスト教的価値観への理解、諸学を総合する力、世界の現実への洞察力が必要です。

こう考えるとエリート教育の理想と「キリスト者条項」が教員に求める知的課題とは、教学の実践の深いところで結ばれていると思います。これをもっと積極的に言い直せば、ICUにおける「キリスト者条項」はエリート教育を本気で行うことができるか否かで試されるのです。しかし全体的な批判知の形成など、言うは易く、実行は困難です。教員がまずそれに取り組まなければなりません。誰からも強制されず、ICUの構成員であるという自分の使命感に促されて自己の知見を深め、広げる学問的な不断の努力をする、それを教育に全力で注ぎ込む努力が必要です。教員にとって、それは「ノブレス・オブリージ」（高貴は義務づける）であると言ってよいでしょう。「精神的貴族」です。学生も影響を受けるでしょう。

精神的貴族は理想の実現のために、結果に責任を取る生き方（責任倫理）を選ばなくてはなりません。必要であれば、手を汚す覚悟が求められます。日本でエリート教育の必要がなくなるまで、と言っても多分その時は訪れないと思いますが、ICUの教員は高貴な義務の実践として精神的貴族の後継者たちを育成しなければならないでしょう。こんなことを言うのは身の程知らずの感じがしますが、本物の貴族はペディラヴィウム会の創始者におまかせしまして、最後に勝手なことを言わせていただきました。長時間お聴きいただき、ありがとうございました。

初出 ペディラヴィウム会『通信』24（2002年3月）2-26頁
（一部補筆）

付記 講演中に差し挟まれた出席者の発言および講演後の討論は個人的な発言であるという性格を避けがたいので、大変興味深いものですが、大学の刊行物としてのこの冊子には収録がむずかしく、割愛しました。討論は初出誌の26-36頁に収録されています。

著 者 略 歴

並木 浩一（なみき・こういち）

1935年横浜市に生まれ、1958年国際基督教大学（人文科学科）卒業。東京教育大学大学院（倫理学専攻）に学んだ後、国際基督教大学に助手として勤務。講師、助教授、準教授を経て、1981年より人文科学科教授および比較文化研究科教授（宗教学・旧約学）。2001年より大学院教授。現在、日本旧約学会会長、日本基督教学会理事（学会誌編集委員長）。国際基督教大学教会会員。

著書に『古代イスラエルとその周辺』新地書房、1979年。『旧約聖書における社会と人間』教文館、1981年。『ヘブライズムの人間感覚』新教出版社、1997年。『人が孤独になるとき』新教出版社、1998年。『旧約聖書における文化と人間』教文館、1999年。『聖書を読むたのしみ』[ICU 市民講座の記録]（斎藤和明編著・並木浩一・古屋安雄著）光村教育図書、1999年。『学問共同体としてのキリスト教大学・その構成原理を求めて』国際基督教大学、2000年。絹川正吉編著『ICU リベラル・アーツのすべて』東信堂、2002年（分担執筆）。『「ヨブ記」論集成』教文館、2003年ほか。

This Publication is authorized by Senate
on April 11, 2002

ISSUES OF ICU
Volume 5

キリスト教は大学において
なお意味を持ちうるか

Date of Publication: March 15, 2004
発行日：2004年3月15日



Published by
International Christian University
3-10-2 Osawa, Mitaka-shi, Tokyo
181-8585 Japan

発行所：国際基督教大学
東京都三鷹市大沢3-10-2
Phone: 0422-33-3005

Printed by: Sanko Printing, Co.,Ltd.
1-2-4 Sakai, Musashino-shi, Tokyo
180-0022 Japan

印刷所：(株)三幸印刷
東京都武蔵野市境1-2-4
Phone: 0422-52-1133

